

【重要】物忘れを主訴として初診受診される患者様へ (受付方法変更のお知らせ)

日頃より当院の診療方針にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

現在、当院では物忘れを主訴とする患者様から大変多くのご相談をいただいております、初診診療および介護保険の主治医意見書等の作成にお時間をいただく状態が続いております。

つきましては、診療の質を維持し、適切な医療をご提供するため、

令和 8 年 9 月 1 日(月)より、「物忘れ」を主訴として初診で受診される方の受付方法を以下の通り変更させていただきます。

患者様にはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

【受診制限・変更内容(令和 8 年 9 月 1 日～)】

1. 70 歳以上の方の受診について

- 「かかりつけ医からの紹介状」がある方のみ受付とさせていただきます。

2. 診療体制・予約について

- 基本的に「予約診療」となります。予約なしでお越しいただいた場合は、後日の予約を取得していただくとともに、紹介状のご用意をお願いすることとなりますのでご了承ください。

3. 診断後の診療体制について

- 当院での診察・検査により診断がついた後は、投薬や主治医意見書の作成を含め、紹介元のかかりつけ医の先生へ診療の引き継ぎ(情報提供)を行わせていただきます。

※現在すでに通院されている患者様につきましては、引き続き診療を継続いたします。

※制限を解除する際は、改めてホームページ等でご案内いたします。

【急性の症状について(ご案内)】1ヶ月以内に急激に進行した記憶障害などの症状がある場合は、脳梗塞や硬膜下血腫などの二次性要因の可能性がございます。個別に対応いたしますので、まずは事前にお電話にてご相談ください。

みうら脳神経クリニック
院長 三浦 正智



脳神経内科・脳神経外科

みうら脳神経クリニック

MIURA CLINIC